

内閣官房新型コロナウイルスワクチン接種証明推進担当より海外渡航用の新型コロナウイルスワクチン接種証明書の周知依頼がありましたので、お知らせするものです。



事務連絡
令和3年7月21日

各都道府県教育委員会指導事務担当課
各指定都市教育委員会指導事務担当課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局国際教育課

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書について（周知）

平素より高校生の国際交流の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症の予防接種の事実を公的に証明する新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「ワクチン接種証明書」という。）について、別添のとおり内閣官房副長官補付新型コロナウイルスワクチン接種証明推進担当から周知依頼がありました。

ワクチン接種証明書の概要等については、下記及び内閣官房からの資料である別紙のとおりです。

については、内容を御確認いただくとともに、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校法人等に対して、周知くださいますようお願い申し上げます。

記

① ワクチン接種証明書の概要

海外の渡航先への入国時に、相手国等が防疫措置の緩和等を判断する上で活用されるよう、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の事実を公的に証明する接種証明書です。本接種証明書の交付申請は、令和3年7月26日(月)から各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において受け付けることとされております。

② ワクチン接種証明書の交付について

ワクチン接種証明書は、接種者からの申請に基づき交付されるものです。

当分の間は、書面による交付となります。接種証明書のデジタル化については、接種証明書を電子的に表示する上で必要な二次元コードの規格について国際的に策定中であることから、その動向を見定めながら検討されています。

③ その他

注意点や申請方法等については、「海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書について【別紙】」を御覧ください。

<添付資料>

○新型コロナウイルス感染症予防接種証明書にかかる関係団体への周知について【別添】

○海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書について【別紙】

※ 別紙については、厚生労働省のホームページにも記載されています。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html)

<本事務連絡に関するお問合せ先>
文部科学省総合教育政策局国際教育課
国際理解教育係
電話：03-5253-4111（内線 3487）
E-mail：kouryu@mext.go.jp

【別添】

事務連絡
令和3年7月20日

外務省 領事局政策課
文部科学省 大臣官房総務課
経済産業省 貿易経済協力局投資推進課
国土交通省 大臣官房危機管理室 各位

内閣官房副長官補付
新型コロナウイルスワクチン接種証明推進担当

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書にかかる関係団体への周知について
(依頼)

平素より大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染症の予防接種の事実を公的に証明する新型コロナウイルス感染症予防接種証明書については、その交付申請を、令和3年7月26日(月)から、各市町村において受け付けることとなりました。

概要を別紙にまとめていますので、各省におかれては、所管している海外渡航の需要が多い関係業界・団体等に対し、内容の周知及び本接種証明書の目的を踏まえた適切な申請をしていただくよう、周知いただければ幸いです。なお、別紙は、厚生労働省のホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html)にも記載されています。

海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書について

海外の渡航先への入国時に、相手国等が防疫措置の緩和等を判断する上で活用されるよう、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の事実を公的に証明する接種証明書を交付します。本接種証明書の交付申請は、令和3年7月26日（月）から各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において受け付けることとなりました。

この接種証明書は、海外渡航の際に必要な方へ交付するものです。それ以外の方が接種の記録を必要とする場合は、接種時に発行される「接種済証」又は「接種記録書」をご利用ください。

ワクチン接種証明書の概要

接種証明書は、予防接種法に基づいて各市町村で実施された新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の事実を公的に証明するものとして、接種者からの申請に基づき交付するものです。

当分の間は、書面による交付となります。接種証明書のデジタル化については、接種証明書を電子的に表示する上で必要な二次元コードの規格について国際的に策定中であることから、その動向を見定めながら検討しています。

■ご注意ください

- ・ワクチンを接種するかしないかは個人の判断であり、接種証明書の発行により、ワクチン接種を強制するものではありません。
- ・接種証明書を所持していないことをもって、海外への渡航ができなくなるものではありません。
- ・この接種証明書は、接種証明書を提示することにより防疫措置の緩和等が認められる国や地域に渡航する場合に限って申請していただくようお願いいたします。
- ・この接種証明書を所持することにより、あらゆる国や地域と防疫措置が緩和された状態で往来が可能となるものではありません。いずれの国や地域への渡航時に活用できるかについては、最新の状況を外務省のホームページにおいて随時公表する予定です。
- ・現時点では、接種証明書を持っていることによって日本への入国時の防疫措置が緩和されることはありません。日本の入国時の防疫措置については、[「水際対策に係る新たな措置について」のページ](#)でご確認ください。

接種証明書の申請と発行

■対象

接種証明書は、当分の間、以下の2条件のいずれにも当てはまる方を対象に発行します。

- ① 予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種（医療従事者等の先行・優先接種、職域接種、通常接種（市町村の発行した接種券を使用しての接種）等）を受けたこと。
- ② 我が国から海外へ渡航する際、接種証明書を所持していることにより、相手国による防疫措置の緩和が受けられるといった理由から、本証明書を必要とすること。

したがって、次のような方は対象になりません。

- ・海外渡航時の利用を目的としない方（当分の間）。
- ・国外等で接種を受けた方（我が国の予防接種法に基づかない接種を受けた方）。

※ [外務省による海外在留邦人の一時帰国者を対象とした事業](#)で接種を受けた方への証明書については、外務省までお問合せください。

■申請先

申請先は、接種を受けた際のワクチンの接種券を発行した市町村（通常は住民票のある市町村）です。

接種後に転居された場合など、1回目と2回目で別の市町村の接種券を使用して接種を受けた場合には、それぞれの市町村が申請先となります。

■申請に必要なもの

- ① 申請書 ※1
- ② 海外渡航時に有効なパスポート ※2
- ③ 接種券のうち「予診のみ」部分 ※3
- ④ 接種済証又は接種記録書 ※4

注：このほか、場合によって必要となる書類があります。詳細は各自治体のHPの確認等をお願いします。

※1 各市町村で準備されます

※2 接種証明書に記載されるパスポート番号と海外渡航に使用するパスポートの番号が一致する必要があります。接種証明書を取得した後にパスポート番号が変わった場合には、接種証明書を改めて取得する必要があります。旅券発給申請中の方は、パス

ポートが交付された後に接種証明の申請を開始してください。また、外国籍の方等、外国政府の発行する旅券でも申請は可能です。

- ※3 ③がない場合、原則としてマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーが記載された住民票の写し等）が必要です。マイナンバーが確認できる書類が提示できない場合は、接種を受けた時の住所が記載された本人確認書類でもかまいません。
- 「予診のみ」部分とは、以下の部分を指します。

接種券				予診のみ				新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時) Certificate of Vaccination for COVID-19			
券種	2	ワクチン接種	1回目	券種	1	予診のみ	1回目	接種年月日	2021年 月 日		
請求先	〇〇県〇〇市		123456	請求先	〇〇県〇〇市		123456	接種場所			
券番号	1234567890			券番号	1234567890						
氏名	厚生 太郎			氏名	厚生 太郎						
OCRライン (18桁)				OCRライン (18桁)							
券種	2	ワクチン接種	2回目	券種	1	予診のみ	2回目	2回目 接種年月日	2021年 月 日		
請求先	〇〇県〇〇市		123456	請求先	〇〇県〇〇市		123456	接種場所			
券番号	1234567890			券番号	1234567890						
氏名	厚生 太郎			氏名	厚生 太郎						
OCRライン (18桁)				OCRライン (18桁)							
接種を受ける方へ ●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。 ●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。								氏名		厚生 太郎	
								住所		〇〇県〇〇市〇〇 999-999	
								生年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日 生	
								〇〇県〇〇市長 日本 一部			

「予診のみ」部分

- ※4 ④を紛失した場合は、予診票の写し（本人控え）でもかまいません。

■ 記載内容

接種証明書には、接種者に関する事項（氏名、生年月日等）及び新型コロナウイルス感染症のワクチン接種記録（ワクチンの種類、接種年月日等）に加え、海外渡航時に利用できるよう、旅券番号等を記載することとしており、これらの情報を日本語と英語で表記します。また、偽造防止対策を行っています。

・ 接種証明書様式

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 Vaccination Certificate of COVID-19	
姓(旧姓)(別姓) 名(別名) [Surname(Former surname)(Alternative surname) Given name(Alternative given name)]	
生年月日 [Date of Birth](YYYY-MM-DD)	
国籍 [Nationality]	
旅券番号[Passport Number]	
<u>1回目接種[First Dose]</u>	<u>2回目接種[Second Dose]</u>
ワクチンの種類 [Vaccine Type]	ワクチンの種類 [Vaccine Type]
メーカー [Manufacturer]	メーカー [Manufacturer]
製品名 [Product Name]	製品名 [Product Name]
製造番号 [Lot Number]	製造番号 [Lot Number]
接種年月日 [Vaccination Date](YYYY-MM-DD)	接種年月日 [Vaccination Date](YYYY-MM-DD)
接種国 [Country of Vaccination]	接種国 [Country of Vaccination]
証明書発行者[Certificate Issuance Authority]	
日本国厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]	
証明書ID [Certificate Identifier]	証明書発行年月日 [Issue Date](YYYY-MM-DD)

お問合せ

- ※ 接種証明書の各市町村における発行窓口や個別の手続き方法については、実際に接種証明書を発行する各市町村の情報をご確認いただくか、各市町村にお問合せください。
- ※ 接種証明書の一般的・制度的事柄に関する質問は、下記厚生労働省新型コロナウイルスワクチンに係る電話相談窓口までお問合せください。

厚生労働省 新型コロナウイルスワクチンに係る電話相談窓口（コールセンター）
電話番号：0120-761770